

福島県中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、経済産業省の定める中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）交付要綱（令和6年3月28日付20240318特第8号）及び実施要領（令和6年3月28日付20240319特第2号）（以下「国実施要領」という。）に基づき、県内中小企業者が特許権、実用新案権、意匠権及び商標権（以下「特許等」という。）を外国出願する際に必要となる費用の一部を公益財団法人福島県産業振興センター（以下「センター」という。）が補助するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、用いる用語は国実施要領第3条の定義によるものとする。

（補助の対象）

第3条 本事業における補助対象者は福島県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等が所在する中小企業者等のうち、国実施要領第4条第1項及び第2項を満たす者とする。

2 本事業において補助対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、特許等に係る外国出願に必要とする別表に掲げる経費であって、センター理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認める経費とする。ただし、国実施要領第4条第3項に反しないものとする。

3 補助対象者が他の事業者と共同で出願する場合、原則として前項により規定する経費に、補助対象者の持分比率を乗じた額（ただし、補助対象者が負担した額の範囲内）を、対象経費として扱う。

（交付申請）

第4条 本事業の申請をする中小企業者等（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1-1又は様式第1-2。以下「申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。

2 申請者は、申請書と申請書に記載の添付書類、その他に理事長が必要と認める書類を併せて提出するものとする。

3 申請者は、補助金を申請するに当たって、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 申請を行う場合、センターが行う他の補助制度及び他の公的機関等が行う補助制度と補助の範囲が重複してはならない。

5 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に該当する団体及びそれを含むグループについては、当該補助金を申請することはできない。

（補助上限額、補助率及び補助対象事業期間）

第5条 補助上限額（一出願あたり）、補助率及び補助対象事業期間については、次の表に定める通りとし、一企業あたりの補助上限額は300万円とする。

経費区分	補助上限額 (一出願あたり)	補助率	補助対象事業期間
特許出願	150万円	2分の1以内	交付決定日から当該年度の2月末日まで
実用新案、意匠、商標出願 (冒認対策商標は除く)	60万円		
冒認対策商標出願	30万円		

(交付に係る選定)

第6条 理事長は、申請書の提出があった場合には選定委員会において審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。選定の基準は、国実施要領第9条第1号から第4号までの規程を満たすものとする。

(交付決定の通知)

第7条 理事長は補助金交付の決定をした場合、申請者に交付決定通知書(様式第2)を送付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金交付が認められた中小企業者等(以下「補助対象企業」という。)は、事業完了の日から起算して30日を経過した日もしくは3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の提出をするときは、事業の実施を確認できる書類(外国特許庁からの出願受理に関する応答書類と、外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類を併せて提出しなければならない。

(事業の変更又は中止、廃止)

第9条 補助対象企業は、補助対象となった事業の実施に当たり交付決定内容と相違が生じる場合は、計画変更(等)承認申請書(様式第3)を理事長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、国実施要領第13条第1号に定める軽微な変更についてはこの限りでない。

(補助金の支払)

第10条 理事長は、第8条の報告書並びに事業の実施を確認できる書類の内容を精査し、交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、当該補助対象企業に通知するものとする。

2 補助金は前項の規定により交付すべき補助金額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

3 理事長は、補助対象企業に交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額が交付されているときは、その超える部分の補助金額の返還を命ずる。

4 前項の補助金の返還期限は国実施要領第18条第3項の規定によるものとする。

5 補助対象企業は、第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに精算(概算)払請求書(様式第7)を理事長に提出するものとする。

6 理事長は、前項の規定による請求が正当であると認められ、当該請求書を受理したときは速や

かに、補助金を補助対象企業に交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 理事長は、補助対象事業が国実施要領第21条第1項第1～6号のいずれかに該当する場合、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(補助金の返還)

第12条 理事長は、前条の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずることができるものとする。

ただし、返還の際の加算金については、国実施要領第21条第3項及び第4項の規定によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助対象企業は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 国実施要領第18条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(守秘義務)

第14条 センターは、本事業の実施により知り得た補助対象企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、補助対象企業の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額、確定金額及び交付決定件数について公表することができるものとする。

(放棄等の禁止、フォローアップ調査等への協力)

第15条 補助対象企業は、本事業により行った外国特許庁への出願について、国実施要領第23条の規定に従うものとする。

2 補助対象企業は、国実施要領第4条第1項第5号の規定による国及びセンター等が行う補助対象事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力しなければならない。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、国実施要領に従うものとする。

附則

この要領は、令和2年度予算から適用する。

附則

この要領は、令和3年度予算から適用する。

附則

この要領は、令和6年度予算から適用する。

(別表) 補助対象経費

経 費 区 分	経 費 項 目
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
その他（外国特許庁への出願に関連する通信費、振込手数料など）のうち理事長が必要と認める経費	外貨送金手数料など